

大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
	964円 (令和元年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965円 (令和元年12月1日)	次の業務に主として従事する (1) 手作業による包装又は袋詰め業務 (2) 部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務 主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方 (1) 18歳未満又は65歳以上の方 (2) 雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	965円 (令和元年12月1日)	
自動車小売業	965円 (令和元年12月1日)	
鉄鋼業	966円 (令和元年12月1日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	967円 (令和元年12月1日)	
自動車・同附属品製造業	969円 (令和元年12月1日)	
塗料製造業	970円 (令和元年12月1日)	

賃金引上げを応援します!

裏面をご確認ください

- ・業務改善助成金のご案内(2019(平成31)年度)(中小企業向け)
- ・キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内(中小企業以外も利用可能)
- ・中小企業・小規模事業者向け無料相談窓口のご案内(2019(平成31)年度)

最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

各種助成金等のご案内

業務改善助成金のご案内(中小企業向け)(2019(平成31)年度)

- ・生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けられることができる制度です。
- ・生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

※令和元年度の交付申請期限は、令和2年1月31日までです。

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係（電話06-6941-4630）



キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けられることができる制度です。
- ・詳しくは、大阪労働局助成金センター（電話06-7669-8900）におたずねください。
※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります。

(2019(平成31)年度厚生労働省大阪労働局委託事業) 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内(無料相談窓口)

中小企業小規模
事業者の皆様へ

あなたの事業所に専門家(社会保険労務士)を無料で派遣します。
お気軽にご相談ください。

「働き方改革関連法への対応」や「人材確保のための労務改善」等に関する相談窓口を設けております。また、上記記載の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの相談対応も行っております。

- ・専門家(社会保険労務士)が電話、来所、メール、企業訪問による相談支援を実施しています。
- ・長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現など働き方改革関連法の説明を致します。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、助成金の紹介等に対応しています。
- ・地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

受付:月・火・木・金曜日 9:00~17:00 水曜日 9:00~18:00 ※土日祝祭日を除く

住所:大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

電話:0120-068-116 (E-mail hatarakikata@sr-osaka.jp) (HP <http://www.sr-hatarakikata.jp>)



◎ 次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
- ・ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・ 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- ・ 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
- ・ 日給制の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額
- ・ 月給制の場合 月給 \div 1か月平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額

◎ 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則が定められています。